

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加える。

第五条第一項中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事 務
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。